

2期生 昼間部コース修了生（本年度合格者）

私は、在学中に刑事クリニックの活動の一環として、勾留されている被疑者との面会のため東京拘置所を訪れたことはあった。しかし、実刑に処せられた受刑者の刑務所での生活を自らの目で見たことはなかった。

初めに足を踏み入れた際の印象は、想像と異なり比較的明るく清潔感のある建物だと感じた。しかし、実際受刑者が収容されている独居房・雑居房に入ると、頑丈な扉や鉄格子等のせいかやはり重苦しさを感じた。独居房はやはり狭く、また雑居房も見ず知らずの受刑者数人が生活するにはやはり狭い空間であった。私も将来被告人の弁護をすることとなるであろうが、懲役・禁錮 年という数字を安易に考えるのではなく、その一日一日が肉体的にも精神的にもどれほどのダメージを与えるか、常にこの雑居房等を念頭に重く受け止めたい。府中刑務所には外国人の受刑者も多いとのこと、外国人が収容されているエリアもあった。日本人用の部屋は座敷であるのと異なり、外国人用の部屋はフローリングと区別されていた。部屋の内装の点できちんと文化に配慮しているというのは意外であった。外国人の部屋には家族と思しき写真が複数飾られていた。家族とも遠く離れた異国の地で刑に服するというのは想像もできないほど不安なものであらうと感じた。外国人受刑者と言葉が通じない場合には通訳が呼ばれることもあるとのことであった。しかし、四六時中通訳を頼むわけにはいかない。身振り手振りで意思疎通を図ろうとはするものの、職員と受刑者お互いに伝わりづらいもどかしさはあるという。通訳人を介さなくとも意思疎通を図る効果的な方法はないのか、今後の課題であると感じた。

運動場のようなところでは、数人の受刑者が体育競技の練習を行っていた。和気藹々としているようであり、笑い声も聞こえてきた。狭い敷地に閉じ込められている受刑者にとって、自由に体を動かされる時間はストレス発散に貴重な時間なのだろう。

工場内の見学はウイルス感染防止のためできなかった。しかし、外から作業をしている様子を伺うことができた。車の整備工場は一般の工場の中でも特に優秀な技術を持っている工場として認定されていた。府中刑務所においても出所後再び戻ってくる者が多いという。その要因が出所後の社会復帰の困難さにあるとすると、刑務所内の工場の技術が一般社会の中でも高レベルであると評価を受けることは、社会復帰を促進しまたそこで技術を習得する受刑者の社会復帰に対する意欲を増加させ、再犯率の低下にもつながるのではないか。

案内をしてくださった方のお話からも、刑務官の生の声を聞くことができたが、それは刑務官に対するイメージを変えるものであった。テレビなどでは、どうしても刑務官による受刑者に対する暴行や人権を侵害するような言動が話題となり、私も刑務官は受刑者に対し威圧的態度で接しているようなイメージを持っていた。しかし、府中刑務所では受刑

者への様々な配慮が垣間見られた。例えば、刑務官が受刑者を呼ぶ際には、番号ではなく、名前と呼ぶとのことであった。再犯者が多いこともあり、刑務官らはほぼ受刑者の名前を覚えているという。個人としての尊厳を保つ上で、番号によって扱われることは耐え難いことであろう。もっとも、名前と呼ばれることを嫌がる受刑者も存在し、その場合には「ちょっと」などの言葉で呼びかけ、感情を害さないよう心がけているようである。また、独居房と雑居房の振り分けについては、強引に押し付けるのではなく、独居房を希望する受刑者に対しては説得をしながら、順番待ちで割り振るとのことであった。テレビの観覧については、録画したものを放映する。記事の抹消の合憲性が問題となった判例の存在などから、テレビ等の番組も厳しくチェックし抹消しているのではないかと疑問が生じた。しかし、ピックアップの方法等犯罪につながるような内容の番組や記事については抹消されるが、現在では基本的にはほとんど抹消するようなことはないという。外界から遮断されている受刑者にとってテレビや新聞、雑誌等から情報を得ることは精神的にも重要なことである。刑務所での処遇に不満がある場合に、その意見を外に発信する途が確保されることも必要不可欠であるところ、受刑者の処遇の改善を求める運動等外界の情報と接することで自らも意見を発信しようとする動機付けになるはずである。また、ラマダンなどの宗教活動にも配慮がなされている。食事についてもベジタリアンや宗教上の都合で豚等が食べられない受刑者らのため特別メニューが用意されていた。食事などは生命、健康に関わるため特に配慮されているのであろうが、他にどの程度宗教活動が許容されるのか調べてみなければならない。

これから司法修習で実務を学び、その後実際に刑事事件を担うことにもなる者として、刑務所を自分の目で見ておくことはとても有意義なことであった。テレビ等の情報媒体からのみによっては知らないことや生じなかった疑問も、実際に現場を見ることで得ることができた。刑事事件に限らず民事事件であっても、自分の弁護活動に関係のある現場に実際に足を運び、被疑者・被告人や依頼者の置かれている環境を少しでも理解するよう務める弁護士になりたい。

以上